

関税法施行規則等の一部を改正する省令要旨

1. 簡易申告制度における指定貨物の指定の方法について所要の規定の整備を行うこととする。（関税法施行規則第1条の2の新設）
2. 貨物を業として輸出する者に対する帳簿の備付け及び書類の保存について電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則を準用するための規定の整備を行うこととする。（関税法施行規則第9条の新設）
3. 加算税の賦課決定通知書と併せて送達される関税等の「納付書」の様式について所要の規定の整備を行うこととする。（別紙第1号書式及び別紙第2号書式の改正）
4. その他所要の規定の整備を行うこととする。
5. この省令は、平成17年10月1日から施行する。